

# 西新宿五丁目 まちづくりニュース

令和7年2月  
**Vol.26**  
西新宿五丁目  
まちづくり協議会  
事務局  
新宿区  
SHINJUKU CITY

## Topic 01 まちづくり構想に基づく事前協議を開催しました！

### まちづくり構想とは？

エリア内で大規模な建設工事が行われる際、無秩序に開発されないように誘導するための指針です。この構想に基づき、建築計画が確定する前に、地元住民等と事前協議を行うことをお願いしています。



令和6年9月24日、5階建て共同住宅・店舗(1階部分)の計画に対して事前協議を実施しました。構想運用委員会から事業者へ、駐輪場や集会室などについて、適正な管理運営を行うよう要請を行いました。今後も引き続き、住環境の維持に向けた取組を行ってまいります。

## Topic 02 不燃化特区の指定期間が**終了**します～令和7年度末まで～

不燃化特区の指定エリアでは、老朽木造住宅等の除却や建替えについての専門家派遣制度や、固定資産税・都市計画税の減免制度が適用されています。  
令和7年度末(令和8年3月末)で指定期間が**終了**するため、ぜひこの機会にご検討ください。



土地・住宅の減免措置については東京都主税局のホームページをご覧ください

老朽住宅除却後の土地に対する固定資産税・都市計画税の減免についてのページ

不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免についてのページ



## 西新宿五丁目地区 これまでの主なあゆみと今後の予定



空き家を取り壊したいけれど  
どうすればよいのか…



この歳でもローンが組める  
のだろうか…



敷地が道路に面していない  
ため建替えられない



建築士  
不動産鑑定士  
弁護士 etc...

専門家派遣制度を活用すれば、  
解決できるかもしれません！



～利用者の声～  
どの業者を信用してよいか  
わからない中で、  
方向性をつかむ足がかり  
となった

対象者

区が定める老朽木造住宅等  
又はその土地の所有者等

申込み

新宿区 防災都市づくり課(再開発担当)

☎ 03 (5273) 3844

派遣当日  
までの  
流れ

電話でご相談内容を伺います  
→ 専門家を選定後、日程調整など  
区からご連絡させていただきます  
→ 派遣当日  
ご相談は2時間までとなります

申込み～派遣  
1か月程度

派遣制度の  
対象区域



西新宿五丁目を含む、災害に強いまちづくりを推進している区域などを対象に、木造住宅の不燃化建替え工事や除却工事に対して助成を行っています。

※既に工事の契約をしている場合や除却をしている場合は助成の対象となりませんので、ご注意ください。

助成額

最大300万円

問合せ

新宿区 防災都市づくり課(耐震担当)

☎ 03 (5273) 3829



制度の詳細は  
区HPをご覧ください

西新宿五丁目まちづくりニュース第26号(令和7年1月発行)

〈発行〉西新宿五丁目まちづくり協議会

〈事務局〉新宿区 都市計画部 防災都市づくり課 担当:関根/鈴木/長本

(新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎8階 ☎ 03(5273)3844 FAX(3209)9227)



まちづくりの詳細は  
区HPをご覧ください